

とよしん

海外貿易投資ニュース

洪水被害企業向けに行うタイ政府の対策

10月中旬にタイ北部で発生した洪水により、多くの日系企業が被害を受けています。今回の洪水は直接的被害だけでなく、サプライチェーンの寸断といった、より大きな被害をもたらしています。去る2011年12月19日、ジェットロ名古屋はタイ政府関係者を招き「日タイ洪水復興セミナー」を開催しました。タイ政府担当者からは、洪水の現状とタイ政府の対応を、ジェットロ講師からは復興に向けた現状と課題について講演されました。今回は、そのなかからサプライチェーン等に対するタイ政府の対応策について解説いたします。

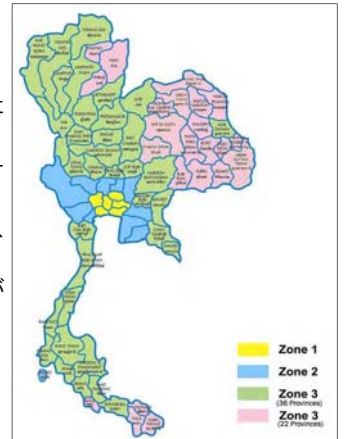
■主なタイ政府の洪水対応(企業向け支援)

(1)代替生産、代替輸入(機械及び原材料):タイ投資委員会(BOI)奨励企業対象

- ・緊急の場合、機械及び原材料は工場から他の場所へ移動、もしくは輸出することができる。後に、投資委員会事務局から許可を取得すれば可。
- ・奨励企業は洪水被害を受けた機械と代替するための機械を免税で輸入することができる。この優遇措置を受けるには申請書を2012年6月までに提出すること。
- ・投資奨励法第36条に基づき免税輸入された原材料で被害を受けたものは、関税の支払なしで材料ロスとしてストックを調整することができる。
- ・投資奨励法第36条に基づき免税輸入された原材料でまだ利用できるものは、36条に基づく輸入関税の恩典がまだ利用できる他の奨励プロジェクトに譲渡することができる。
- ・一部工業団地スペース(タイ東南部ラヨン県)を無料で貸出(BOI奨励企業以外でも可)。

(2)タイ投資委員会(BOI)による法人税・輸入機械関税の減免措置拡充(予定)

- ・10月25日の閣議で、洪水被災企業支援及び経済復興のためBOIによる緊急措置を承認。



①洪水被害を受けた被災企業によるタイ国内での代替生産・生産拠点移転に対する優遇措置

◎法人税減免

| ゾーン | ゾーン内立地 | 現行規定 (免税上限あり) | 特別規定 | |
|------|--------|----------------------|-------------------------------|------------------------------|
| | | | 被災した同一県内へ 新規投資 (免税上限なし) | 被災した県以外へ 新規投資 (免税上限あり) |
| ゾーン1 | 工業団地外 | ・法人税減免なし | ・8年間免税 | ・8年間免税 |
| | 工業団地内 | ・3年間免税 | ・8年間免税 | ・8年間免税 |
| ゾーン2 | 工業団地外 | ・3年間免税 | ・8年間免税 | ・8年間免税 |
| | 工業団地内 | ・7年間免税 | ・8年間免税 +3年間の50%減税 | ・8年間免税 +3年間の50%減税 |
| ゾーン3 | 工業団地外 | ・8年間免税 | ・8年間免税 +5年間の50%減税 | ・8年間免税 +5年間の50%減税 |
| | 工業団地内 | ・8年間免税 +5年間の50%減税 | | |
| | 特別指定地域 | ・8年間免税 +5年間の50%減税 | | |

◎輸入機械関税免除(2012年末までに投資奨励申請を行うことが条件)
注:2012年12月15日現在、本措置にかかるBOI告示は出ていない。

②洪水被害を受けていない被災企業または新規参入企業によるタイ国内での新規事業、もしくは事業拡張に対する優遇措置

◎法人税減免

| ゾーン | ゾーン内立地 | 現行規定 (免税上限あり) | 特別規定 (免税上限あり) |
|------|--------|----------------------|----------------------|
| ゾーン1 | 工業団地外 | ・法人税減免なし | ・8年間免除 |
| | 工業団地内 | ・3年間免税 | ・8年間免除 +3年間の50%減税 |
| ゾーン2 | 工業団地外 | ・3年間免税 | ・8年間免除 |
| | 工業団地内 | ・7年間免税 | ・8年間免除 +5年間の50%減税 |
| ゾーン3 | 工業団地外 | ・8年間免税 | ・8年間免除 +5年間の50%減税 |
| | 工業団地内 | ・8年間免税 | |
| | 特別指定地域 | ・8年間免税 +5年間の50%減税 | |

◎輸入機械関税免除(2012年末までに投資奨励申請を行うことが条件)
注:2012年12月15日現在、本措置にかかるBOI告示は出ていない。

(3)ビザ・就労許可に関する措置:タイ投資委員会(BOI)奨励企業対象

- ・非移民ビザを取得せずに、30日間以内の期間で、緊急に技術者・専門家が入国・就労することの許可。
- ・外国人技術者・専門家の30日間を超える滞在の場合、非移民ビザの取得支援措置を講じる(会社からの通知で受理する)。外国人技術者・専門家の入国・短期間滞在を迅速に許可する。
- ・紛失または破損した書類の代用書類の迅速な発給及び発給手続き緩和。
- ・90日ごとの外国人の滞在申告は電話、ファックス、SMS、Eメールのいずれかによる報告を認める(パスポートを提出する必要がない)。
- ・Non-Bビザを取得せず、タイ国に入国、洪水被害を受けた奨励企業に就労する外国人技術者・専門家は現在ビザ・ワークパーミット・ワンストップサービスセンターでNon-Bビザを取得することができる。

(4)ビザ・就労許可に関する措置:BOI奨励企業かどうかを問わず(12月6日閣議決定)

- ・儀礼ビザの発給:洪水復旧支援で入国する外国人からのビザ費用免除、90日以内の滞在許可。
- ・非移民ビザの一時的手数料免除:“Non-Ex”(専門家用)、“Non-B”(ビジネス用)、“Non-IM”(投資家用)、“Non-IB”(投資奨励法下の投資家用)、“Non-O”(その他用)。90日間を超えて滞在する場合も手数料を免除し、滞在延長に便宜を図る。
- ・労働許可証の免除を検討:労働省は前述の目的のために入国する外国人事業者、専門家、エンジニアの労働許可証の免除を検討する。

(5)一時休業時の給与補助

- ・タイ労働省は被災企業に対し2011年11月1日から2012年1月31日までの最大3ヵ月間、労働者一人当たり月2,000バーツの補助支給を実施。

<主な条件>

1. 浸水7日以上かつ操業停止1ヶ月以上であること
2. 一時休業中、給与の75%以上を従業員に支給すること
3. 今制度実施期間中、解雇を実施しないこと

(次ページに続きます)

洪水被害企業向けに行うタイ政府の対策 つづき

(6)金融支援

・政府系金融機関による元金または利息支払いの延期、運転資金融資等の支援を用意。

(7)食品輸入

・タイ保健省食品医薬品局(FDA)消費者効率開発課は、洪水被害を受け生産拠点を変更した食品業者、飲料水等の必需品(食品)の輸入を希望する業者に対し、「Fast Track」を運用し、食料供給不足問題に対応。

(8)完成車・自動車部品・機械装置および同部品の輸入関税免税措置(11月29日閣議決定)。

(※いずれも、2011年10月25日から2012年6月30日まで有効。但し具体的手続きは、通達等発表待ち)

①機械装置代替・修理のために持ち込む機械・部品等の免税

・洪水により損害を受けた機械装置を代替又は修理するための機械装置、機械装置部品及び機械装置に使用される品目等の輸入関税を免除する。

[条件]

イ. 洪水により損害を受けた工場を有している事業者。

ロ. 事業者が機械装置、機械装置部品その他のものを自身又は他の販売業者により輸入することができること。輸入者が販売業者である場合、販売業者は税関に証明書を提示。

ハ. 輸入機械装置、機械装置部品その他品目は新品であること。

ニ. 輸入者は、工業省が発行する輸入証明書を示すこと。

②タイにおける自動車生産を一時的に置き換えるための自動車輸入関税免除

[条件]

イ. 洪水により損害を受けた自動車生産工場を有している事業者(中古部品使用の自動車生産企業は除く)。

ロ. 輸入自動車は、新車、3,000cc未満、洪水により損害を受けた工場で生産されていた車種と同一又は類似

ハ. 輸入者は、自身で自動車を輸入する。

ニ. 輸入者は、工業省産業経済局により発行される輸入証明書を示さなければならない。

③タイにおける自動車生産のための自動車部品輸入関税を免除

[条件]

イ. 洪水により損害を受けた自動車部品工場を有している事業者でなければならない。

ロ. 事業者が自動車部品を自身又は他の販売業者により輸入することができること。輸入者が販売業者である場合、販売業者はタイ関税局に証明書を提示する。

ハ. 輸入自動車部品は、新品かつ洪水により損害を受けた工場で生産されていた自動車部品と同一の必要。

ニ. 輸入者は、工業省産業経済局により発行される輸入証明書を示さなければならない。

■主な日本政府の洪水対応(企業向け支援)

○洪水被災日系企業のタイ人従業員を一定条件の下で日本での就労可能化

○設備資金・長期運転資金の調達支援(国内親会社を通じた融資(資金使途の追加))(日本政策金融公庫)【拡充施策】

○設備資金・長期運転資金・復旧費用の調達支援(国内親会社を通じた融資)(日本政策金融公庫/商工組合中央金庫/日本政策投資銀行)

○操業再開までの期間を利用した日系企業のタイ人技術者の能力向上のための研修事業(研修生受入)

○工場再稼働に向けた現地技術者の育成支援(研修・専門家派遣)

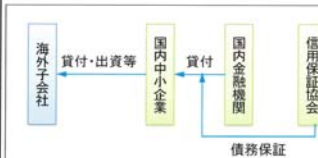
【タイ洪水被害の対応策：経済産業の復興対策】

海外子会社等を有する中小企業への資金繰り支援制度 (海外投資関係保証)

制度の概要

1. 制度概要
中小企業が金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受けるとき、信用保証協会が債務保証を行う制度
2. 対象中小企業
海外直接投資事業を行う国内中小企業
3. 対象資金
①出資割合が10%以上となる海外法人への出資資金
②出資割合が10%以上である海外法人等の発行する債引受費用又は貸付資金
③長期に亘る原材料の供給等、永続関係にある海外法人への貸付資金
④海外の支店、工場その他の営業所の設置又は拡張費用
⑤海外直接投資事業の実施に必要な従業員教育の費用
⑥海外直接投資事業の実施に必要な調査の費用
4. 保証条件
①保証限度額：2億円
②保証割合：80%
③保証利率：保証協会所定
④保証期間：保証協会所定
⑤担保：必要に応じて徴求。
⑥保証人：第三者保証人は不要。

スキーム



【本件に関する問い合わせ先】
(実施機関)
○最寄りの信用保証協会
<http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>
(担当課)
○中小企業庁事業環境部金融課
電話番号：03-3501-2876

(出所:ジェトロ「日タイ洪水復興セミナー」(2011年12月)資料 より抜粋)

(経済産業省のHPより転載)

心と心のおつきあい

豊田信用金庫

国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48
電話 0565-36-1381
FAX 0565-36-1213
URL <http://www.toyoshin.co.jp>

11・12月は次のセミナー、出展募集等をご案内させていただきました。

| セミナー等名称 | 開催地 | 主催者 |
|-----------------------|-----|---------|
| 南インドのビジネス概況及び自動車市場の現状 | 名古屋 | ジェトロ名古屋 |
| 日タイ洪水復興セミナー | 名古屋 | ジェトロ名古屋 |
| ジェトロ食品輸出商談会in名古屋2012 | 名古屋 | ジェトロ名古屋 |
| 海外進出企業のための危機管理セミナー | 名古屋 | 外務省 |